

防衛省訓令第80号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則

改正 平成22年3月29日防衛省訓令第10号

改正 平成23年4月27日防衛省訓令第22号

改正 平成27年4月1日防衛省訓令第14号

改正 令和元年5月31日防衛省訓令第5号

改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

改正 令和5年3月31日防衛省訓令第22号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省の所管に係る補助金等のうち、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金等の交付に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、「補助金等」、「補助事業等」又は「補助事業者等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第2条に規定する補助金等、補助事業等又は補助事業者等をいう。

（補助事業等計画書）

第3条 地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、補助金等（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条の助成の措置として交付する補助金及び同法第9条第2項の特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）並びに演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第126号）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）（第2条第7号及び第4章の規定に限る。次条において同じ。）

の規定により交付する補助金を除く。)の交付を受けようとする者に、その交付を受けようとする会計年度の前年度の5月10日までに(緊急処理を要するときは、その都度)、障害の原因及び状況、補助事業等の目的、補助事業等の計画等を記載した補助事業等計画書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定により補助事業等計画書を提出させたときは、遅滞なく、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業等の目的、補助事業等の計画内容等が適正であるか否かについて意見を付して当該補助事業等計画書を防衛大臣に送付するものとする。

(補助事業等の内定の通知)

第4条 地方防衛局長は、防衛大臣から補助金等の交付についての指示を受けたときは、直ちに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の助成の措置として交付する補助金並びに演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱、防衛施設周辺放送受信事業補助金

交付要綱及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱の規定により交付する補助金を除く補助金等にあつては補助事業等の予算額その他必要な事項を、同条の措置として交付する補助金及びこれらの訓令の規定により交付する補助金にあつては当該補助金の交付を当該年度に採ることができる旨をそれぞれ補助金等の交付を受けようとする者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項について指示するものとする。

(1) 補助金等の交付の申請をするときは、補助金等交付申請書を地方防衛局長の指定する期限までに提出すること。

(2) 補助金等の交付の申請をしないときは、速やかに地方防衛局長にその旨申し出ること。

(補助金等の交付の決定通知)

第5条 地方防衛局長は、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「交付規則」という。）第3条第1項の規定による補

助金等交付申請書の提出を受けたときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項について審査し、必要に応じて現地調査等を行った上、前条の規定による防衛大臣の指示に従って、補助金等の交付を決定し、別記第1号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第2号様式）による補助金等交付決定通知書（交付金にあっては、別記第3号様式による特定防衛施設周辺整備調整交付金交付決定通知書。第7条第2項において同じ。）により、補助金等の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（1） 補助事業等の目的

（2） 補助事業等の計画についての工法、比較設計、
経済効果等

（3） 単価、歩掛り等

2 法第6条第2項の補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間については、当該申請が到達した日の翌日から起算して、20日間とする。

(事情変更の場合の報告)

第6条 地方防衛局長は、法第10条第2項の事情の変更があつた場合において、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したとき、又はその決定の内容で重要なものの変更をしたときは、速やかにその旨を防衛大臣に報告するものとする。

(事業計画の変更の承認)

第7条 地方防衛局長は、交付規則第4条第1項第1号の規定による補助事業等計画変更承認申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行った上、別に定める事業計画の変更にあつた場合には、その承認について防衛大臣に協議するものとする。

2 地方防衛局長は、補助事業等の計画の変更を承認したときは、別記第4号様式(国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第5号様式)による補助事業等計画変更承認書又は補助金等交付決定通知書に準ずる通知書により補助事業者等に通知するものとする。

る。

(補助金等の確定の通知)

第8条 地方防衛局長は、交付規則第7条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、別記第6号様式(国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第7号様式)による補助金等金額確定通知書(交付金にあっては、別記第8号様式による特定防衛施設周辺整備調整交付金交付額確定通知書)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等交付事務処理状況報告)

第9条 地方防衛局長は、別に定めるところにより、補助金等の交付事務の処理状況について、防衛大臣に報告するものとする。

(個別指定事案の協議)

第10条 地方防衛局長は、防衛大臣が個別に指定する事案について補助金等の交付の決定をするときは、あらかじめ防衛大臣に協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日防衛省訓令第10号）（抄）

1 この訓令は、平成22年3月29日から施行する。

（ただし書以下略）

附 則（平成23年4月27日防衛省訓令第22号）（抄）

1 この訓令は、平成23年4月27日から施行する。

附 則（平成27年4月1日防衛省訓令第14号）

この訓令は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（令和元年5月31日防衛省訓令第5号）

1 この訓令は令和元年5月31日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日防衛省訓令第 6 7 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） ・ （ 2 ） （略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日防衛省訓令第 2 2 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記第1号様式（第5条関係）

補助金等交付決定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け 号をもって申請のあった補助金等については、補助金

等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条^{第1項}_{第3項}の規定により、次のとおり交付することに決^定_{修正の上、決定}したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和 年 月 日付け 号をもって申請のあった 補助事業等とし、補助事業等の内容は、別添¹ 事業計画書_{事業の内容及び経費配分書}に記載のとおりとする。

2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 円

補助金等の額： 円

3 補助事業等に要する経費の配分は、別添² 経費配分書_{事業の内容及び経費配分書}のとおりとする。

4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（ %）を乗じて得た額（民生安定施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センター及び一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）に係るもの（以下「老人福祉センター等」という。）にあっては、実支出額）と配分経費に対応する補助金等の額（老人福祉センター等に係るものにあつては、防衛大臣が定める額）のいずれか低い額の合計額とする。

5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び 事業補助金交付要綱（平成 年）に従わなければならない。

6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

添付書類：

補助金等交付決定通知書

文書番号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け 号をもって申請のあった補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）

第6条第1項第3項の規定により、次のとおり、交付することに決修正の上、決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 国庫債務負担行為に係る事業として補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和 年 月 日付け 号をもって申請のあった 事業等とし、補助事業等の内容は別添 1 事業計画書に記載のとおりとする。

2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 円

補助金等の額： 円

〔国庫債務負担年割額	令和 年度	円
	令和 年度	円

3 補助事業等に要する経費の配分は、別添 2 経費配分書に記載のとおりとする。

4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（ %）を乗じて得た額（民生安定施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センター及び一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）に係るもの（以下「老人福祉センター等」という。）にあつては、実支出額）と配分経費に対応する補助金等の額（老人福祉センター等に係るものにあつては、防衛大臣が定める額）のいずれか低い額の合計額とする。

5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び 事業補助金交付要綱（平成 年 ）に従わなければならない。

6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

添付書類：

注： 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第3号様式（第5条関係）

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付決定通知書

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条^{第1項}_{第3項}の規定により、次のとおり交付することに決^定_{修正の上、決定}したので、適正化法第8条の規定により通知する。

- 1 交付金の交付の対象となる事業（公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業をいう。以下同じ。）は、令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった 事業とし、事業の内容は、別添事業の内容及び経費配分書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。
事業に要する経費： 円
交付金の額： 円
- 3 事業に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。
- 4 市町村は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成 年防衛省訓令第 号）に従わなければならない。
- 5 交付金の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

添付書類：事業の内容及び経費配分書

別記第4号様式（第7条関係）

補助事業等計画変更承認書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け をもって申請のあった補助事業等に対し、申請のとお
り承認する。 下記条件によ

記

別記第5号様式（第7条関係）

補助事業等計画変更承認書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け をもって申請のあった国庫債務負担行為に
係る補助事業等に対し、申請のとおり承認する。
下記条件により

記

別記第6号様式（第8条関係）

補助金等金額確定通知書

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け

について審査の結果、令和 年 月

日付け

により通知した補助額を下記のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確定補助額	備 考
	円	

別記第7号様式（第8条関係）

補助金等金額確定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け について審査の結果、令和 年 月
日付け により通知した国庫債務負担行為に係る事業の補助額を下記
のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確 定 補 助 額			備 考
	年 割 額			
	令 和 年 度	令 和 年 度		
	円	円	円	

注： 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第8号様式（第8条関係）

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付額確定通知書

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け 「補助事業等実績報告書」について審査の結果、令和
年 月 日付け 「特定防衛施設周辺整備調整交付金交付決定通知書」
により通知した特定防衛施設周辺整備調整交付金交付額を下記のとおり確定したので通知する。

記

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付確定額： 円